## 令和6年分決算・確定申告及び消費税申告相談会 ご 案 内

決算・確定申告等相談を、下記の通り開催いたしますので、ご利用ください。

記

## 日 程:

開		日		備	考
					<u>J</u>
令和7年	2月1	7 日	(月)	税理士来館日	
	2月1	9 日	(水)	IJ	
	2月2	1 日	(金)	IJ	
	2月2	5 日	(火)	IJ.	
	2月2	7 日	(木)	IJ.	
	3月	4 日	(火)	IJ.	
	3月	6 日	(木)	IJ.	
	3月	7 日	(金)	IJ.	
	3月1	0 日	(月)	IJ.	
	3月1	2 日	(水)	"	

※全ての日程で税理士とのご相談も可能です。

時 間:午前9時30分~11時30分、午後1時~4時(受付は3時まで)

場 所:商工会館3階 会議室

指導料金:決算及び所得税確定申告 3,000円(税込)

消費税申告 2,000円(税込)

お持ち頂くもの

①税務署から送られてきた書類

- ②令和6年の帳簿関係(売上帳・仕入帳・経費帳など)又は集計表
- ③各種控除証明書(国民年金保険料・生命保険料・地震保険料・小規模企業共済掛金・ 国民年金基金・寄附金(ふるさと納税等)など)

裏面もご覧ください

- ④国民健康保険税・介護保険料の支払金額(令和6年1月~12月までに納めた金額) 納付確認済通知書又は、口座振替納付済書
  - 注:市役所から郵送で来る納付書は、年の途中からとなっておりますので、令和5年度分と令和6年度分の納付書をご持参ください。
- ⑤事業主のマイナンバーカード
  - ※マイナンバーカードを作成していない方は、運転免許証又は健康保険証とマイナン バー通知カードをお持ちください。
- ⑥配偶者、扶養家族の住所・生年月日・個人番号(マイナンバー)
- ⑦配偶者又は扶養家族がアルバイト等で勤務している場合は、その源泉徴収票又は 年間の所得金額
- ⑧国民年金及び厚生年金受給者の方は、日本年金機構から送られて来たはがき (源泉徴収票)
- ⑨自営業の他に所得(アルバイト等)がある方は、その勤務先の源泉徴収票
- ⑩医療費控除を受けられる方は、医療を受けた人・病院や薬局ごとにまとめた明細書又は、健康保険から届く医療費のお知らせ
  - ※「医療費のお知らせ」は、10月分までの記載のため、11月・12月分は明細書が必要です。
- ①各種給付金、助成金等を受給された方は、それぞれの交付通知書 (交付決定のはがきなど、交付決定日・金額がわかるもの)
- ②令和4年・令和5年分の決算書・確定申告書及び消費税申告書 (参考資料として)

以上